

特定保険医療材料等使用時のレセプト記載について  
(その②)

平成 27 年 5 月 22 日  
大阪府下  
社会保険審査委員  
児玉 光正

特定保険医療材料等使用時のレセプト記載について平成 27 年 2 月 26 日付けでホームページに情報公開をしました。その際、不明な点は、医療材料のメーカーにお問い合わせ下さい。とお願いいたしましたが、多くのお問い合わせをいただきました。そこで多いお問い合わせ 2 件について記載見本を下記に表示します。

尚、改めてお願いいたします。不明な点は、医療材料のメーカーにお問い合わせ下さい。

記載要領では、

材料は商品名及び告示の名称又は通知の名称、規格又はサイズ、材料価格及び使用本数又は個数の順で記載する。

記載例

メディコンのカテーテルを使用した場合

バーディア バイオキャスフォーリーカテーテル 膀胱留置カテ 2 管一般 (II)

16FR ○○円 1 本

富士システムズのカテーテルを使用した場合

腎盂バルーンカテーテル S 腎瘻・膀胱瘻カテ腎盂バルーン

18FR ○○円 1 本

今後、当局や健保組合との協議によっては変更になることもあります。  
この場合、改めてご連絡いたします。